

(37) 医療施設

提案基準37「医療施設」

医療施設で、次に掲げる要件に該当し、やむを得ないと認められるものについては、法第34条第14号又は令第36条第1項第3号ホの規定により開発審査会に附議することとする。

- 1 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院、同条第2項に規定する診療所又は同法第2条第1項に規定する助産所（以下「医療施設」という。）であること。
- 2 設置及び運営について、当該医療施設を所管する部局との協議を了していること。
- 3 地元市町村の医療施策、土地利用計画、環境の保全、周辺の状況等に照らし支障がない旨の当該市町村長の同意があること。
- 4 医療法に規定する医療施設としての開設許可を取得する見込みが明らかであること。
- 5 医療施設を立地する理由が次のいずれかに該当すること。
 - (1) 救急医療の充実が求められる地域において、患者等の搬送手段の確保のため、計画地周辺の交通基盤等の活用が必要と認められる場合
 - (2) 医療施設の患者にとって、計画地周辺の優れた自然環境その他の療養環境が必要と認められる場合
 - (3) 病床過剰地域に設置された病院又は診療所が、病床不足地域に移転する場合
- 6 建築計画については、次の各号のすべてに該当すること。
 - (1) 施設の配置、内容、規模等が適切であり、建ぺい率が60パーセント以下、容積率が200パーセント以下、高さが原則として15メートル以下であること。
 - (2) 施設の病床数は、原則として200床未満であること。
 - (3) 周辺地域の景観と調和していると認められるものであること。
- 7 原則として自己の業務用であること。また、当該業務を行い得ることが証されるものであること。
- 8 敷地計画については、必要な駐車スペースが確保され、かつ敷地外周部が適切に緑化されている等周辺の環境に配慮された良好なものであること。

<留意事項>

- ア 要件1、2及び4については、当該医療施設を所管する部局の意見書により確認する。
- イ 要件3については、地元市町村長の意見書により確認する。
- ウ 要件6(1)のうち「高さが原則として15メートル以下であること」とあるが、市町

村が病院の施設内容等を勘案してこれにより難いと認められる場合はこの限りでない。なお、その運用にあたっては、市町村長の意見書により判断する。

エ 要件6（1）のうち、建ぺい率、容積率及び高さについては、開発許可の場合には法第41条第1項の規定による制限として、法第42条第1項ただし書許可又は法第43条第1項の許可の場合には法第79条の規定による許可条件として付加する。

オ 要件6（2）については、必要に応じて当該医療施設を所管する部局の意見書により確認する。

【解説P15～P19, P90参照】